



# 次の条例を公布しました!!

平成18年9月議会において、次の条例が可決・公布されました。

湯河原町特別会計条例の一部を改正する等の条例の制定について (平成18年11月28日施行)  
湯河原町吉浜財産区有財産の全部が町へ譲渡されることに伴い、湯河原町特別会計条例及び湯河原町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、湯河原町吉浜財産区財政調整基金に関する条例を廃止するため、条例を制定しました。(担当 企画課)

消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について (平成18年9月15日施行)  
消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴い、改正前の同法を引用している消防関係条例の根拠条項を整理するため、条例を改正しました。(担当 消防本部総務課)

湯河原町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について (平成18年9月15日施行。ただし、障害者を支援する施設の名称等の改正は平成18年10月1日施行)  
地方公務員災害補償法の一部が改正されたことにより、他の勤務場所への移動が通勤の範囲に追加されたこと、障害者を支援する施設の名称が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行うため、条例を改正しました。(担当 庶務課)

湯河原町職員の給与に関する条例の一部改正について (平成18年9月15日施行)  
地方公務員災害補償法が一部改正され、通勤することが著しく困難である職員の障害の程度に係る部分の引用規定が同法施行規則に移行されたため、条例を改正しました。(担当 庶務課)

湯河原町国民健康保険条例の一部改正について (平成18年10月1日施行)  
健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、一定の所得を有する70歳以上の被保険者の一部負担割合、出産育児一時金の支給額、一般被保険者に係る基礎賦課総額の算定等について改正を要するため、条例を改正しました。(担当 住民課)

湯河原町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について (平成18年9月15日施行)  
刑事施設及び受刑者の処遇に関する法律の施行に伴い、湯河原町消防団員等公務災害補償条例の非常勤消防団員等に係る損害補償のうち、休業補償を行わない場合についての規定中の施設名を改称するため、条例を改正しました。(担当 消防本部総務課)

\* 条例の詳細につきましては、町ホームページの電子掲示場をご覧ください。



## 役場の課名が一部変わります

庶務課 内線281

今年4月に新設された“スローフード推進課”の課名が、10月1日に“食の特区推進課”に変わりました。

これは、町の主要産業である観光サービス業や農業と、今後取り組んでいかなければならない「食育」に共通するキーワードである、「食」に関わる高度な学術研究を行う専門職大学院を学校設置会社が設置するため、規制の特例を活用する「ゆがわら食の専門人材育成特区」計画を推進する専門部署として、よりふさわしい名称に変更するものです。



新しい機構は次のとおりです。

- 【総務部】 企画課
- 財政課
- 庶務課
- 税務課
- 防災課
- 食の特区推進課 (旧スローフード推進課)

課の配置は、分庁舎3階のままです。また、総務部以外の機構等の変更はありません。

【問合せ】食の特区推進課 内線861